

DES (Debt Equity Swap) による債務免除益の課税問題

—東京地裁平成 21 年 4 月 28 日判決の検討を通して—

鎌倉友一

一 はじめに

2007 年後半の米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界金融危機は、わが国においても例外ではなく、トヨタ自動車の業績悪化をして「トヨタショック」と言わしめた不況から一向に脱却できる様相がみえてこない。こうした状況の中、経営不振に陥った企業は再生の途を模索し続けている。

DES (Debt Equity Swap) は、企業再生の有効な一手段として考えられているものの、課税上の取扱いにおいて明確でない部分があり、課税上の弊害を恐れるあまりに、DES による企業再生は十分に活用されていないように見受けられる。

その証左に、経済産業省は、平成 21 年の私的研究会として「事業再生に係る DES 研究会」を主宰し、企業再生税制の適用対象となる一定の私的整理の場面における DES に関する税務上の時価評価の方法を検討してきた。

そして、平成 22 年 2 月に当研究会報告書に基づき、「企業再生税制適用場面において DES が行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて」とする照会を国税庁に行っている。経済産業省としても、企業活性化は急務の課題なのである。わが国経済を活性化するためには企業を活性化することが必要条件であり、企業を活性化するためには疲弊した企業がまず再生されなければならない。企業再生に資する法人課税制度の在り方は、課税当局以外からの切実な要請でもある。

このような状況のもと、経済産業省の動きに先行するものの、平成 21 年 4 月 28 日に東京地裁で DES に係る債務消滅益についての判決があった。「適格現物出資」による DES に関する最も新しいこの判決を検討することで、課税実務における DES 活用の可能性を確認することを本稿の研究課題としたい。

二 DESの概要

1. 意義

DES (Debt Equity Swap) とは、債務者である法人が保有する債権をその法人の株式に転換し、他方、債務者の立場にある法人はその債務を資本に転換する取引のことである。一般的には、経営状態が悪化しいわゆる倒産に至る程度の過剰債務を有する法人の経営再建のために利用することを期待されているスキームとして用いられる。債権者である法人は、払い込む金銭等がない場合でも、債権を現物出資することにより株式を取得する。言い換えれば、債権者法人は、保有する債権を債務者法人に譲渡し、その対価として株式を取得するのである¹。

¹ 岡村忠生『法人税法講義第 3 版』（成文堂、2007 年）358 頁。

2. 効果

債権者は、債権利息を受取ることはできなくなるが、代わりに配当を受取ることができるし、将来的に株式を売却することができれば譲渡益を得ることができる。また、株主として経営に関与することになるし、より強固な取引関係の維持を図ることが可能となる。

同族会社の場合であれば、同族経営者が保有する債権について相続が発生した際には、相続財産の評価として金銭債権であれば、額面価額による評価が求められるが、株式であれば相続税評価通達に従った評価を行うことになるので、額面価額を下回る評価が求められることになる²。

債務者は、有利子負債の消滅により支払利息は発生しないこととなり、財務分析指標でいうところの自己資本比率³が向上することで、財務体質の改善・強化が図られることになる⁴。

3. スキーム

DESの法的構成は、一般的に、現物出資による方法と新株払込による方法の2つの方法が考えられる⁵。

現物出資による方法は、金銭以外の債権を現物出資することにより、債権と株式を交換する方法である。この場合、債権者が取得する株式の取得価額は、その債券の時価によらなければならないとされている⁶。企業再生手法であるDESの目的からすれば、現物出資による方法が通常である。

新株払込による方法は、債務者である法人が第三者割当増資を行い、債権者から振り込まれた増資金によって債務弁済を行うというものである。この方法によれば、株式の払込と債務の弁済はそれぞれ別個の取引となり、株式払込は資本取引であり債務弁済は払込によって増加した資産を原資に負債を減少させる取引であるので、債権評価に伴う課税問題は生じないことになる⁷。

4. 会社法における解釈

旧商法及び会社法における解釈として、券面額説と評価額説がある。券面額説を支持する立場からは、①評価額説では、券面額と評価額との差額について債務免除益を計上しなければならぬが、これは会社及び債権者の意思に反する処理である、②債権は混同により消滅するので、現物出資の結果として会社財産に含み損がある事態は発生せず、資本充実の原則に反しない、

² 上場企業の発行済み株式の5%以上を保有する場合には、当該株主は5日以内に大量保有報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないことになっている（金融商品取引法第27条の23第1項）。証券市場の公正性、透明性を高め、投資家保護を徹底させることを目的に1990年に、証券取引法（現在の金融商品取引法）が改正され、欧米諸国における規制も参考にして「5%ルール」が導入されている。「5%ルール」は独占禁止法（11条）、銀行法（16条の3第1項）にもある。

³ 自己資本比率は、財務分析における安全性分析の指標のひとつであり、 $(\text{自己資本} \div \text{総資本}) \times 100$ で求められる。総資本に占める自己資本の割合が高ければ、安全性あるいは健全性が高いことを示す。

⁴ 太田達也『「純資産の部」完全解説—法律・会計・税務のすべて—』（税務研究会、2008年）394頁。

⁵ 太田達也・前掲注3書395頁。

⁶ 法人税法施行令119条1項25号。

⁷ 新株払込による方法は、厳密には「交換」ではないので、擬似DESと呼ばれることもある。岡村忠生・前掲注1書358頁注記参照。

③評価額説では、債権者の受け取る株式の価値が小さくなり債権者がDESを行う魅力に欠ける等の意見がある⁸。評価額説の立場からは、①額面額説では、既存株主に損害を与える、②時価を超える金額で受け入れた場合には、役員の実任問題が生じる等の理由を挙げている⁹。

5. 法人税法における論点

(1) 「適格現物出資」の意義

法人税法上、現物出資は、組織再編税制のひとつの形態であり¹⁰、「適格現物出資」とそれ以外の現物出資（以下非「適格現物出資」という。）に区分される。「適格現物出資」は、法人税法2条12の14号に定義されており、企業グループ内における場合（法人税法2条12の14号イ及びロ）と共同事業を営む場合（法人税法2条12の14号ハ）に大別される。

企業内グループ内における「適格現物出資」については、①株式保有割合が100%の完全支配関係にある場合と②株式保有割合が50%超100%未満の場合に分けられる。

①の場合は、「現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他政令で定める関係がある場合」である。「政令で定める場合」は、2つの場合に分けられる。1つは、法人税法2条12の14号イに規定する関係（以下「当事者間の完全支配関係」という。）があり、かつ、現物出資後も「当事者間の完全支配関係が継続することが見込まれる場合」である（法人税法施行令4条の2第10項1号）。他の1つは、「現物出資前に現物出資法人と被現物出資法人との間に同一の者によってそれぞれの法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有される関係があり（以下「同一者間の完全支配関係」という。）、かつ、現物出資後に現物出資法人と被現物出資法人との間に同一者による完全支配関係が継続することが見込まれている場合」である（同2号）。

②の場合は、「現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の100分の50を超え、かつ、100分の100に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他政令で定める関係がある場合」であり、次の(i)から(iii)の要件のすべてを満たす場合である。(i)現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう）に係る主要な資産及び負債が被現物出資法人に移転していること（同法2条12の14号ロ(1)）、(ii)現物出資直前の現物出資事業に係る従業者のうち従業者の概ね80%以上が引き続き被現物出資法人の業務に従事する見込みであること（同法2条12の14号ロ(2)）、(iii)現物出資に係る現物出資事業が現物出資後に被現物出資法人において引き続き営まれること（同法2条12の14号ロ(3)）¹¹。

(2) 「適格現物出資」による資産等の譲渡価額

「適格現物出資」を行った場合に、資産等の譲渡価額をどうすればよいかの問題があるが、これについては、法人税法62条の4第1項において、「内国法人が適格現物出資により被現物出

⁸ 針塚遼「東京地裁商事部における現物出資等」（旬刊商事法務1590号、2001年）参照。

⁹ 金子宏『租税法第15版』（弘文堂、2010年）271頁。

¹⁰ 金子宏・前掲注9書381頁。

¹¹ 緑川正博・竹内陽一共編『組織再編税制と株主資本の実務』（清文社、2007年）177頁以下。

資法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該被現物出資法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する」と規定されている。

すなわち、「適格現物出資」に係る当事者間あるいは同一者間においては、完全支配関係の継続性が認められるので、組織再編税制の枠組みの中における課税の繰り延べを趣旨として規定されている¹²。

(3) 「適格現物出資」によるDES

・ 債権者における処理

DESが「適格現物出資」に該当する場合、すでに確認したように、法人税法62条の4第1項の規定により、債権及び債務は、帳簿価額で移転することになる。

DESが実行される場面は、会社再生の局面が多いので、完全支配関係の中にあるといっても、債権は実質的に不良債権化している可能性は高いと思われ、このような局面のもとでは、実質的な価値は額面価額を下回ることが多いと予想される。

しかし、債権の帳簿価額をそのまま資本金等に移転するので、現物出資法人である債権者において債権譲渡損は発生しないことになる。

会計処理としては、

(借方) 有価証券 100 / (貸方) 貸付債権 100

という仕訳になる。

・ 債務者における処理

法人税法62条の4第1項及び法人税法施行令123条の5により、被現物出資法人である債務者は、債権の帳簿価額で資本金等を受け入れることになる。さらに、法人税法施行令8条1項8号により、債権の帳簿価額と同額の資本金等の額を増加させることになる。債務の額面額がそのまま資本金等になるので、被現物出資法人である債務者において債権消滅益は発生しないことになる。これは、DESが「適格現物出資」に該当する場合、企業グループ内の組織再編税制の一つとして、現物出資法人と被現物出資法人は完全支配関係による支配の継続性が認められ、支配関係内部の取引であるがゆえに債務免除益による課税は適切ではないとして、課税を繰り延べるものである¹³。

会計処理としては、新株式払込金の入金時に、金銭による払込みであれば

(借方) 別段預金 100 / (貸方) 新株式申込証拠金 100

となるところ、金銭の払込みはないので、

(借方) 未収債権 100 / (貸方) 新株式申込証拠金 100

となる。

これにより被現物出資法人において、同一人に帰する債権及び債務が存在することになるが、民法520条の規定によれば両者は「混同」により消滅することになる¹⁴。

¹² 岡村忠生 前掲注1書333頁。

¹³ 岡村忠生・前掲注1書340頁。

会計処理は、
 (借方) 借入債務 100 / (貸方) 未収債権 100
 となり、最後に
 (借方) 新株式申込証拠金 100 / (貸方) 資本金 100
 の振替処理により資本金が増加する。

(4) 「非適格現物出資」によるDES

・ 債権者における処理

DESが「適格現物出資」に該当しない場合は、法人税法施行令119条1項2号の適用を受けるものと考えられる。

現物出資は、「金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付」のうち、「金銭以外の資産の給付」に該当し、「金銭以外の資産の給付により取得をした有価証券」すなわち現物出資により取得した株式の取得価額は、「その払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の額の合計額」とされる。「給付をした金銭以外の資産の額の合計額」とはすなわち債権の額であり、時価を意味するとされている¹⁵。

したがって、現物出資をした債権者の株式の取得価額は取得時の時価になり、消滅した債権の帳簿価額との差額は、譲渡損益として認識することになる。

すでに述べたように、DESは企業再生局面での活用が一般的と思われるのであるので、もっぱら譲渡損が認識されるものとして会計処理を考えれば、

(借方) 有価証券 80 / (貸方) 貸付債権 100
 (同) 債権譲渡損 20

となる。

ただ、「適格現物出資」に該当しない(させない)ことで、債権譲渡損計上の意図的な操作の可能性についての問題を指摘できる。

そこで、平成14年税制改正時に、以下に示す基本通達2-3-14を新設し、意図的な譲渡損計上の抑制を図っている。

「子会社等に対して債権を有する法人が、合理的な再建計画等の定めるところにより、当該債権を現物出資(法第2条第12号の14《適格現物出資》に規定する適格現物出資を除く。)することにより株式を取得した場合には、その取得した株式の取得価額は、令第119条第1項第8号《有価証券の取得価額》(改正後は2号—引用者)の規定に基づき、当該取得の時点における価額となることに留意する。

(注) 子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる。」

これにより、経済合理性がない再建計画によるDESについては、譲渡損を債権者から債務者に対する寄附金と認定されることで、損金不算入になる可能性に留意する必要がある¹⁶。

¹⁴ 岡村忠生・前掲注1書361頁。

¹⁵ 岡村忠生・前掲注1書361頁。太田達也・前掲注3書407頁。

的整理の事実要件の一つである「2以上の金融機関等の債務の免除」を「債務免除等」に改正してDESを追加することで、事業再生にDESを利用しやすい環境が整えられた。

しかし、その一方で、DESを行う場合の法人税法上の時価評価の問題は、依然として残されたままである。そのために、実務においては、課税上の弊害を恐れるあまりにDESはさほど有効に活用されていないのが現状であると思われる。

こうした事情を考慮したのか、平成21年8月5日及び12月3日の両日にわたり、経済産業省は、私的研究会である「事業再生に係るDES研究会」を開催した。本研究会においては、企業再生税制の適用対象となる一定の私的整理の場面におけるDESについての税務上の時価評価の方法を検討したのである。

同報告書では、「債務者企業を巡る市場環境」を分析し、「DESの概要」、「過去の企業再生税制改正の経緯」を検討した後、「DESの税務上の評価方法」について検討を行っている。

まず、債権者法人が保有する債権の評価について以下のように検討する。

「企業再生税制が適用されるような再生の実務では、実務上、債権者会議の開催に先立ち、資産評定基準に基づき、各資産項目及び負債項目ごとに評価を行い、実態貸借対照表が作成される。そして、この実態貸借対照表の債務超過金額をベースに債権者調整が行われ、事業再生計画における損益の見込み等を考慮して債務免除額が決定される。このように、再生企業、債権者双方の合意のもと、再生企業の合理的に見積もられた回収可能額に基づいて債務免除額が決定されることとなる。」

次に、債務者法人が取得する株式の取得価額について以下のように検討する。「金銭以外の資産の給付により取得した有価証券の取得価額は、法人税法施行令119条1項2号において、給付をした金銭以外の資産の価額の合計額とされている。この点、DESは、債権者が保有する金銭以外の資産である債権を現物出資し、その対価として株式の交付を受けるものであるため、交付を受ける株式の取得価額は、現物出資をする債権の時価によることとなる。この場合における現物出資債権の時価は、企業再生税制の適用場面においては、再生企業、債務者双方が合意をした回収可能額に基づき評価をすることが合理的であり、かつ、再生企業の処理とも整合的である。このため、DESに伴い交付された株式の税務上の評価額は、上記(2)により算定されるDESの対象となる債権の時価である。」としている。

経済産業省は、平成22年2月15日において、本研究会報告書に基づいて、「企業再生税制適用場面においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて」とする照会を国税庁に行っている。

国税庁は、平成22年2月22日付にて「照会に係る事実関係を前提とする限り」において、本研究会報告書の見解を認めている。

経済産業省は、私的整理が行いやすい環境を法人課税制度も含めて整備することが、日本経済の活性化に資するものと考えているのであろう。企業再生に係る法人課税の在り方が、桎梏になる可能性を認識していることの証左であると考えられよう。

二 東京地裁平成21年4月28日判決の検討

1. 事実の概要

本事案の争点は3つあるが、DESに係る争点についてのみ取り上げることとする。

株式会社 X (原告) は、自動ドア、エレベーター等の製作、販売、保守管理等を業とする同族会社 (5月決算) である。

平成 15 年 5 月期分法人税について、次の事実がある。

株式会社 X (代表取締役: 甲) は、関連会社である甲社 ((X 社株式の約 44% の 40 万株を保有、代表取締役: 甲) から額面 4 億 3,040 万円の借入債務があった。この借入債務は、当初別の会社からの借入金であったが、債権譲渡が繰り返され、平成 14 年 11 月に本件現物出資の当事者である Y が、直前の所有者である D 銀行から 1 億 6,200 万円で購入したものである。

X は、平成 15 年 3 月に第三者割当増資を行うため普通株式 80 万株 (1 株の発行価額 538 円) を発行することとしたので、甲は、X に対して保有する額面 4 億 3,040 万円の貸付債権を現物出資することにして、双方合意のもと発行株式のすべてを引き受けた。X は、現物出資を受けたことにより債務が株式に転化したので (DES)、平成 15 年 3 月 3 日付けで、長期借入金 4 億 3,040 万円を減少させ、資本金 4 億円及び資本準備金 3,040 万円を増加させ、貸付債権の残高が 42,435 円あったのでこれを債務免除として同額の雑収入発生とする会計処理を行った。

2. 原告の主張

DES は、「一個の取引行為」であり全体として法人税法 22 条 2 項 5 号に規定する「資本等取引 (資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引) に該当する」ので、DES によって債務が消滅しても「負債が移転した」だけであり「債務消滅益は発生しない」としている。

法人税法平成 18 年改正により、DES において券面額での処理が認められなくなったと解されているが、これは「それまでの処理を立法により変更したものであり、平成 15 年 2 月 28 日に行われた本件 DES には、平成 18 年改正後の法人税法は遡及的には適用されない」として、「本件 DES における本件貸付債権の評価は券面額によるべきであり、東京地裁商事部¹⁹において選任された検査役も券面額で評価する旨の調査報告書を提出している」とする。

さらに、「現物出資は、資産の増加をもたらすものであるが、DES は負債の減少をもたらすものであり、会社財産に対する影響という観点からは同一の効果を生ずることから、DES を行うにあたっては、現物出資の形式を借用し、債務 (負債) を出資できると擬制してきたのであり、DES によって移転するのは資産ではなく、自己の債務であるから、法人税法が規定する現物出資に該当せず、法人税法等の関連法規の適用はない」として、DES は法人税法に規定する現物出資に該当しないことを主張する。

また、「DES の場合、被現物出資法人は資産又は資産及び負債を取得しておらず、自己の負債の移転がなされたにすぎないから、法人税法 62 条の 4 第 1 項の適用はない」としている。

3. 被告の主張

「会計処理としては、現物出資の制度にのっとり、現物出資により債権の受入れがされ、受け入れた債権が債務との混同により消滅するのであるから、債務の株式化は、会社のバランスシートにおける結果的な姿を表現したものに過ぎない。」「このように、DES は、旧商法における現物出資の制度を適用して行われるものであり、出資された債権の時価が券面額に満たないときは、混同により消滅した券面額との差額につき債務消滅益が発生する。」としている。

¹⁹ 針塚遵・前掲注 8 書参照。

また、DESによる債権の消滅は、「①債権（資産）の移転と資本金の増加、②混同による債権（資産）と債務（負債）の消滅という過程を経て生ずるものである」と指摘し、原告の主張は「DESは債権（資産）の移転及び資本金の増加であるという過程を無視し、債務（負債）の移転のみであるとする独自の見解を根拠にしている」としている。

4. 裁判所の判断

「かつて平成13年法律第79号による改正前の商法においては、「転換社債の制度が設けられ、社債に限って株式会社の債務を株式に直接転換する制度が設けられていたが、その場合も、転換社債の発行事項（転換社債の総額、転換条件、転換により発行すべき株式の内容、転換請求期間等）を具体的に定め、公示を義務付ける等の詳細な規定が設けられていた。」このことから「仮に株式会社の債務を株式に直接転換するのであれば、債権者、債務者、株主等の利害を調整するための転換の条件、手続、及び効果の発生時期等に関する詳細な規定の定めが必要不可欠となるものと解される」が、「DESを直接実現する方法が法制度として存在したとは解し得ない」とする。そうである以上、「既存の法制度を利用するほかなく既存の法制度を利用する以上、既存の法制度を規律する関係法令の適用を免れる事はできない」としている。

わが国の法制度において、「DESは、①会社債権者の債務者会社に対する債権の現物出資、②混同による債権債務の消滅、③債務者会社の新株発行及び会社債権者の新株引受けという各段階の過程を経る必要があり、それぞれの段階において、各制度を規律する関係法令の規制を受けることとなる」としている。そして、上記「④の現物取引及び同③の新株発行の過程においては、資本等の金額の増減があるので、これらは資本等取引に当たると認められるものの、上記②の混同の過程においては、資本等の金額の増減は発生しないので、資本等取引に該当するとは認められない」とした。

また、会社法制上の券面額説と評価額説の議論があることを指摘しつつも、そのことが法人税における課税の取扱いを拘束するものではなく、その認定とは無関係であるとしている。

次に、本件現物出資法人と被現物出資法人との関係性を検討し、本件が適格現物出資に該当するか否かを判断している。適格現物出資であるためには、両法人間に完全支配関係が成立していることが必要である。

そこで、両者の資本関係を明確にしたうえで、両者間に同一者間の「完全支配関係が継続する関係にあったと認められる」としている。

そして、本件現物出資法人は、「法人税法2条12号の4に規定する現物出資法人」に、被現物出資法人は、「同条12号の5に規定する被現物出資法人にそれぞれ該当」することになり、本件現物出資は「同条12号の14_レ所定の適格現物出資に該当するものというべきである」としている。

したがって、本件現物出資は「適格現物出資」になるので、法人税法62条の4第1項により、本件貸付債権を直前の帳簿価額により譲渡したものととして、事業年度の所得の金額を計算することとなるから、混同により消滅した本件貸付債権の券面額とその取得価額（直前の帳簿価額）1億6200万円との差額につき、債権消滅益が発生したものと認められる」と結論付けている。

この判断が妥当であるかを検討するために、事実関係をもう少し詳しく確認しなければならない。

そもそもX会社（5月決算、代表取締役：甲）は、Hファイナンスから平成2年中に合計5

億円（4月に1億円、7月に1億円、10月に3億円）の借入をしている。そのあと、Hファイナンスは、平成14年3月4日において、X会社に対する5億円の貸付債権を有限会社E（有限会社であることから非上場企業であることが認定されるが、X会社、X会社の株主関係及び役員関係は不明である）に額面金額にて譲渡し、有限会社Eは、同月12日において、同貸付債権をドイツ銀行に額面金額で譲渡している。さらに、ドイツ銀行は、同年11月において、甲会社（代表取締役：甲）に対して同貸付債権（譲渡時の元本残高は4億3,044万2,435円に減少している）を1億6,200円で譲渡している。

争いのない事実から、4億3,044万2,435円を1億6,200万円で譲渡した経緯は明らかではないし、裁判所の判断においても、この経緯には触れられていないので、判断に影響する部分ではないと考えたものと想像する以外にない。

X会社は、平成15年3月において、第三者割当増資を行うために、普通株式80万株（1株の発行価額：538円、資本に組み入れない額28円）を発行し、甲会社は、貸付債権のうち4億3,040万円の債権を現物出資すること（DES）で合意している。

X会社は、平成15年3月3日付けで、長期借入金4億3,040万円を減少させ、資本金4億円及び資本準備金3,040万円を増加させ、貸付債権の残高が42,435円あったのでこれを債務免除として同額の雑収入発生とする会計処理を行っている。

以上のことから、次の事実を確認できる。DESが実行された時点での被現物出資法人であるX会社の貸借対照表には、負債の部に借入債務として4億3,040万円が計上されており、一方の現物出資法人である甲会社の貸借対照表には、貸付債権として資産の部に1億6,200万円が計上されているということである。

図子善信教授は、「本件の場合、債権の現物出資による混同により消滅した債務は、4億3,040万円であるから、4億3,040万円の債権が原告に帰属していたこととなる。そうであれば、混同により資産と負債が同額で消滅したのであり、そこに収益を認識する余地はありえない。したがって混同により債務消滅益が発生するとの解釈は誤りであるといえる」としている。さらに、「例えば、4億3,040万円の債権を売買により対価1億6,200万円で取得したとすれば、その差額を収益と認識することになる。しかし、本件においては4億3,040万円の債権は現物出資の履行として給付されたものである」としたうえで、本件現物出資は、「資本等取引であることは明らかである」として、本判決の解釈を批判している²⁰。

図子善信教授の見解によれば、民法による混同により債権及び債務は消滅し、しかも、債権及び債務のいずれも残高は残らないことにならなければならないので、同額にて完全に消滅するというはそのとおりであると思われる。しかし、そうであるとすれば、法人税法62条の4第1項及び法人税法施行令123条の5の解釈をどう考えたらよいかについて、問題が残されることになると思われる。

金子宏教授は、DESは一種の資本取引であるとしながら、「どちらかといえば評価額説が妥当であるといえ」とし、「評価額説をとった場合には、それは券面額と評価額の差額に相当する金額の債務免除ないし債務消滅の要素を含む混合取引にあたり、債務者に生ずる債務免除益ないし債務消滅益は収益として課税の対象となる²¹」としている。

²⁰ 図子善信「簿価が額面を下回る債権によるDESと債務消滅益の存否」速報判例解説－TKCローライブラリー租税法No.29 2010年、2頁以下。

また、品川芳信教授は、「その（本件判決の一引用者）ように考える方が本件の事実関係に即しているものと考えられるが、そのように考えないと、本件のような場合に関連会社間の迂回取引において適格要件を充足しない方法が採用された場合には、本件判決の論理は容易に崩れることになる。もっとも、このような論理は、不良債権処理における債務消滅益課税を単に容認することのみを意味するものではなく、むしろ立法的に解決すべき問題が残されていることを示唆するものである²²。

本件が迂回取引であるかは、裁判の内容から明確ではないが、仮に迂回取引であるとした場合、そのことで課税を容易に免れる結果公平な課税が損なわれるような解釈に至るとすれば、それは適切ではないと考えているものと思われる。さらに、法人税法 62 条の 4 第 1 項及び法人税法施行令 123 条の 5 を文理解釈すれば、裁判所の判断に至ることはやむを得ないとして、現行の規定ぶりでは、不良債権処理における場面において、いたずらに課税される場面もあることへの問題提起として、立法論として解決すべき課題があることを示唆するものと思われる。

そこで、まず、「適格現物出資」の意義なり法人税法における位置付けの観点から、関連条文の解釈について考察する。

「適格現物出資」は、法人税法上法人グループ内の組織再編税制の一つとしての意義を有していることはすでに確認してきたところである。組織再編税制のもとでの資産移転による損益に対する課税は、組織再編の円滑化を目的として、グループ外に移転するまで繰り延べることを趣旨としているのである²³。繰り返しになるが、これは、完全支配関係にある法人同士は、支配関係の維持が認められるので、完全支配関係間の資産の移転は、実質的に資産の移転はないものとして、組織再編を税制が制約することなく容易に行えるように規定しているからである。

ところが、本判決にしたがえば、「適格現物出資」であるにもかかわらず、完全支配関係にある法人間の資産の移転に伴い損益が認識されることになる。このような判断は、組織再編税制の予定していないところであり、その立法趣旨に反することになる。本件のような事案においては、目的論的解釈あるいは趣旨解釈ないしは論理解釈²⁴をして、広く組織再編税制の中に位置する「適格現物出資」としての意義を認める解釈をすべきであると思われる。「その実態が、典型的な譲渡である売買とは著しく異なっており、むしろ資産や株式の保有が継続している状態に近いと判断²⁵して、課税を避けるべきであろう。

それでは、「適格現物出資」による価額をどのように考えればよいのかについて、まず、債権者の立場から債権者の有する債権の価額について考察する。

法人税法 62 条の 4 第 1 項は、現物出資法人側の処理を規定しているが、それによれば、現物出資法人は、「当該被現物出資法人に当該移転をした資産（本件の場合は貸付債権一引用者）」

²¹ 金子宏・前掲注 9 書 271 頁。ただし、同書の旧版（第 14 版 2009 年）では、DES について「一種の資本取引である」、「金銭債権の時価をもって増加資本金等の額とする」とするのみである（第 14 版 262 頁）。本稿での検討対象である地裁判決の考え方が同教授の最新版に影響を与えていると思われる。

²² 品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等」TKC 税研情報 VOL.18NO.5 2009 年、43 頁以下。

²³ 岡村忠生・前掲注 1 書 333 頁。

²⁴ 「論理解釈に際しては、社会経済情勢の変化に対応して合目的的に、租税正義に合致する妥当な結論を得るようすべしであり、そのためには次のことに注意しなければならない。」伊藤義一『税法の読み方 判例の見方』（TKC 出版、2007 年）

²⁵ 岡村忠生・前掲注 1 書 333 頁。

の「当該現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして」所得の計算をすることになっている。

先に確認した事実をこれに当てはめてれば、X 会社の取得した資産の価額は、X 会社の負債の帳簿価額 4 億 3,040 万円ではなく、甲社の現物出資時の直前帳簿価額である 1 億 6,200 万円になると考えられる。

続いて、債務者の立場から債務者の有する債務について考察する。

債務者である被現物出資法人側の処理については、法人税法施行令 123 条の 5 に、「法第 62 条の 4 第 1 項（適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡）に規定するときにおいては、同項の被現物出資法人の同項に規定する資産及び負債の取得価額は、同項に規定する帳簿価額に相当する金額（括弧内省略—引用者—）とする」とされている。

この「同項（法人税法 62 条の 4 第 1 項—引用者—）に規定する帳簿価額に相当する金額」は、判決のように、文理上 1 億 6,200 万円とすることができるが、被現物出資法人がドイツ銀行から 1 億 6,200 万円で取得した事実は、一般的には、債務者は知ることができない。また、知ることができたとしても、その価額は甲社とドイツ銀行間の取引価額であり、X 会社の債務あるいはその一部がそれによって消滅するとは思えないのである。

X 会社には、4 億 3,040 万円の債務が DES 直前において帳簿上存在していた。まさに額面どおりの返済義務のある借入債務として、相手方が誰に変わろう、X 社の貸借対照表の負債の部には 4 億 3,040 万円の債務が計上されていたのである。文理解釈をすれば、X 会社の関知しない価額に拘束されることになってしまうのである。したがって、「同項（法人税法 62 条の 4 第 1 項—引用者—）に規定する帳簿価額に相当する金額」は、4 億 3,040 万円としなければならないのではないかと思われる。

しかし、そうすると債権者の価額と債務者のそれが異なることになるが、法人税法施行令 123 条の 5 は、本件のように債権が譲渡されるような場合を想定していないと考えざるを得ない。ここに、立法の不備を指摘せざるを得ない。

借入債務が消滅したのは、返済義務のない資本金に転化することで消滅したのである。会計上の属性からみれば返済義務のある債務が返済義務のない資本金に変わったにすぎないのである。被現物出資法人において、債務及び資本金は等価と考える以外にない。価値の貨幣による表現が価格であり、財務諸表に表される価格は価額であると考えられるので、債務及び資本の価値すなわち価額は 4 億 3,040 万円と考えるべきである。

あるいは、外部利害関係者としての立場に係る属性からみれば、借入先という利害関係者が株主という利害関係者に代わったということである。

最後に、X 会社及び甲会社の人的関係性を検証する。

両社の代表取締役は、同一人物であった。しかし、このことをもって、X 会社の返済義務の価額が変動することにはならないはずである。判決は、この人的関係性を最重要視して判断したのではないかと思われるが、仮に、ここに課税の根拠が求められるのであれば、法人税法 132 条を適用して同族会社の行為計算を否認する以外にないのではないだろうか。なぜならば、すでに述べたように、通常であれば、被現物出資法人は、現物出資法人が原始取得者でもなかぎり、現物出資する債権の取得価額を知ることはできないし知る由もないからである。両者の代表取締役が同一人物であったから、1 億 6,200 万円で取得した事情を知るのである。

おわりに

DES による債務免除益の問題について、DES を概括したうえで、東京地裁平成 21 年 4 月 28 日判決を検討しながら考察した。「適格現物出資」に該当する場合は、広く組織再編税制のもとで、課税は繰り延べられている。本件では、「適格現物出資」に該当すると認められるにもかかわらず、課税を認めている。その判断の妥当性を検討したが、原告は棄却された後控訴を断念した。DES が有効に活用され、企業再生が円滑に行われるような法人課税の在り方を期待しながら、本稿のまとめとする。

参考文献

- ・岡村忠生『法人税法講義第 3 版』（成文堂、2008 年）。
- ・金子宏『租税法第 14 版』（弘文堂、2009 年）、『租税法第 15 版』（同、2010 年）。
- ・太田達也『「純資産の部」完全解説—法律・会計・税務のすべて—』（税務研究会、2008 年）。
- ・緑川正博・竹内陽一共編『組織再編税制と株主資本の実務』（清文社、2007 年）。
- ・伊藤義一『税法の読み方 判例の見方』（TKC 出版、2007 年）。
- ・品川芳宣「役員報酬の仮装経理の有無と DES 等における債務免除益等」（TKC 税研情報 VOL.18NO.5、2009 年）。
- ・図子兼信「簿価が額面を下回る債権による DES と債務消滅益の存否」（速報判例解説—TKC ローライブラリー No.29、2010 年）。
- ・経済産業省 経済産業政策局 産業再生課「事業再生に係る DES (Debt Equity Swap：債務の株式化) 研究会報告書」（2010 年 1 月）。
- ・企業会計基準委員会「実務対応報告 6 号 デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取り扱い」（2002 年 10 月 9 日）。
- ・針塚遵「東京地裁商事部における現物出資等」（旬刊商事法務 1590 号、2001 年）
- ・金融法委員会「デット・エクイティ・スワップの商法上の取扱いについて」（2004 年 7 月 28 日）。
- ・国税庁 HP「連結納税基本通達等に係る主な項目の趣旨説明について」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/1846/21.htm#a-2>